

## 福津市地域公共交通計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市地域公共交通計画策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症の蔓延以降の公共交通需要の変化や運転士不足等の地域公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民の移動需要に応じた利便性と効率性が確保された交通ネットワークの再構築に向けた方向性を再検討するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく、福津市地域公共交通網形成計画（令和元年8月策定）の次期計画となる福津市地域公共交通計画を作成するものである。

### 第2 業務概要

1 業務名 福津市地域公共交通計画策定支援業務

2 業務内容

(1) 計画準備

(2) 現況等の把握・課題の整理

(3) 課題検証のための調査

(4) 地域公共交通計画（素案）の策定

※詳細は別添仕様書のとおり。

3 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

4 その他

この業務に係る上限額は4,980,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、その範囲内とすること。

### 第3 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

福津市地域交通体系協議会事務局（福津市都市整備部都市計画課都市政策係）

電話 0940-62-5036

e-mail toshi@city.fukutsu.lg.jp

### 第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

(1) 福津市の競争入札参加資格において土木関係建設コンサルタント業務の入札参加

資格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、福津市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」いう。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要等（様式2）

※但し、様式2の内容を満たせばパンフレット等でも可

ウ 過去における同種又は類似の業務実績報告書（様式3） ※直近5件分

エ 契約実績を証明する書類（契約書の写し等）

(2) 提出期限 令和6年4月22日（月）午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、受付は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時の間。郵送（書留郵便に限る）の場合は提出期限必着）

### 2 参加資格の確認等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年4月26日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により会長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年4月30日（火）までの閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は電子メール

(3) 会長は、(2)の説明を求められたときは、令和6年5月1日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### 1 提案内容

企画提案は、次の事項について説明及び提案すること。

#### (1) 会社概要、実績等

・本業務に活かせる会社の強み（知識・知見等）や同種・類似業務の実績について説明すること。

#### (2) 福津市の公共交通について

・現在把握できる範囲で福津市の公共交通の課題について説明し、想定し得る公共交通ネットワークイメージや具体的施策を提案すること。

#### (3) 業務実施体制、業務実施計画

・本業務における実施体制や実施計画について、仕様書や提案内容に基づいて説明すること。

### 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

#### (1) 企画提案書別紙（任意様式）

#### (2) 業務実施体制表（様式5）

#### (3) 配置予定者調書（様式6）

#### (4) 業務実施計画表（様式7）

#### (5) 見積書及び事業費積算内訳（任意様式）

### 3 記入上の注意事項

#### (1) 企画提案書別紙

様式は、A4横片面印刷を標準とし、表紙、目次及び中表紙を除き10ページ以内とすること。表紙、中表紙には見出し及び記載する事項の説明以外は記載しないこと。

#### (2) 事業費積算内訳

事業費積算内訳については、提案内容に準じた項目及び積算内容とし、業務項目に

応じて直接原価（直接人件費、直接経費）、間接原価（その他原価）、一般管理費等、値引き額、消費税額等を明記したものとすること。

#### 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年5月14日（火）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（持参の場合、受付は閉庁日を除く午前8時30分から午後5時の間。郵送の場合、提出期限必着。）
- (4) 提出部数 10部

#### 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 協議会は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 協議会は、企画提案者から提出された企画提案書等について、第三者に開示しないものとする。

#### 第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出書類 質疑応答書（様式8）
  - イ 提出期間 令和6年5月2日（木）までの閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで
  - ウ 提出場所 第3に同じ。
  - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者すべてに対し、電子メールにより回答するものとする。また、併せて、福津市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

#### 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、福津市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が1者のみの場合であっても同様とする。

#### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明10分、質疑10分の計20分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 会社概要

(2) 同種・類似業務実績

(3) 企画提案内容

(4) 業務実施体制、実施計画

(5) 見積額

### 4 受注候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受注候補者として特定する。

なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

提案者が1者の場合であっても審査会において審査を行い、評価基準の60%以上を満たしていると認められた場合に、その提案者を受注候補者として選定する。

### 5 審査結果の通知

(1) 受注候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- ア 受注候補者
  - イ 評価点数
  - ウ 受注候補者にあつては、今後の契約手続の旨
  - エ 受注候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 受注候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により会長に対し説明を求めることができる。
- ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前8時30分から午後5時まで
  - イ 提出場所 第3に同じ
  - ウ 提出方法 持参又は電子メール
- (3) 会長は、(2)の説明を求められたときは、10日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。
- 6 審査結果の公表
- 受注候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。
- (1) 受注候補者
  - (2) 評価点数
  - (3) 受注候補者の特定理由
  - (4) 審査の経過及び審査員

## 第10 契約に関する基本事項

### 1 契約の締結

受注予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

### 2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定を準用し、当該規定に該当する場合は免除する。

### 3 契約書作成の要否 要する。

### 4 支払条件 後払いとする。

## 第11 その他

### 1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

### 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

### 3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

## 第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和6年4月1日（月）から令和6年4月22日（月）まで
参加表明書の提出	実施要領等交付日から令和6年4月22日（月）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年4月26日（金）
参加表明書及び企画提案書 の作成に係る質疑書の提出	実施要領等交付日から令和6年5月2日（木）まで
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年5月14日（火）まで
プレゼンテーション	令和6年5月中下旬
企画提案書審査結果の通知	令和6年5月下旬
契約締結	令和6年5月下旬から令和6年6月上旬

## 評価基準

審査項目	配点	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
1 会社概要	10/100					
会社の有する知識・知見が本業務に活かせる可能性が高いか	10	10	8	6	4	2
2 同種・類似業務実績	10/100					
同種・類似業務実績が十分にあり、ノウハウを有しているか	10	10	8	6	4	2
3 企画提案内容	40/100					
業務の趣旨及び目的を十分に理解し、本市及び市の公共交通の現状と課題を明確にとらえているか	20	20	16	12	8	4
本市の現状と課題を鑑みた公共交通ネットワークイメージを提案しているか	10	10	8	6	4	2
実現性のある具体的施策を提案しているか	10	10	8	6	4	2
4 業務実施体制、業務実施計画	30/100					
業務内容や業務量に見合った実施体制となっているか	10	10	8	6	4	2
業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置されているか	10	10	8	6	4	2
各業務の役割や順序、関係性が意識された実施計画となっているか	10	10	8	6	4	2
5 見積額	10/100					
10点×(全提案中最低の見積額／見積額) ※上記算定方式で得られた結果の小数点以下を切り捨て、整数とする	10	—	—	—	—	—
合計	100/100					